

松田町議会基本条例（素案）に対する意見募集結果と対応

意見募集期間	平成29年12月1日（金）～平成29年12月27日（水）
意見の提出者	1名
意見の件数	7件

No.	寄せられたご意見の内容	ご意見に対する考え方
1	松田町議会が目指すもの 8行目 ……この条例を制定する。 ⇒ この条例を制定するものです。	各市町村の議会基本条例の前文を見ると、「制定する。」「制定します。」等の表現をしています。わかり易くするため条例の前文では「制定する。」としています。
2	第1条 「公開された議会」 ⇒ 「開かれた議会」	第1条は目的を定めているため、ご指摘のとおり、議会や議員の活動及び会議など広い意味を示す「開かれた議会」に修正します。
3	（議会の設置） 第〇〇条 町に、議事機関として、選挙によって選ばれた議員で構成される議会を設置します。 【説明】 議会の設置は、憲法や地方自治法によって自治体に設置することが謳われていますが、自治の基本理念として、町民の総意によって自治体を設置し、そこに自らの代表を送ることを定め、松田町の自治を担う、町民から選挙によって選ばれた議員で構成される議会について設置することを明記してはどうか。	議会の設置は、説明に記載されているとおり、地方自治法第89条に「普通地方公共団体に議会を置く。」と規定されています。また、議会基本条例制定委員会で参考とした市町村の条例にも規定はないことから、条例に明記しなくてもよいと考えます。

<p>4</p>	<p>第3条関係</p> <p>議会には、地方自治法の定めるところにより、<u>町政における重要な意思決定、行政に対するチェック機能、立法などの政策の立案、国等に対する意見表明など</u>を行う権限があります。</p> <p>また、権限行使に当たっては、町民から信託を受けていることに鑑み、町民の意思を適切に反映することができるように必要かつ十分な議会を開き、町の将来を見据えた的確な結論を出すことが求められています。</p> <p>さらに、議会運営や議会活動内容については、信託している町民に開かれたものとして、町民の情報や共有化を図ることによって開かれた議会を確立する必要があります。</p> <p>以上を踏まえて (議会の責務) ⇒ (議会の権限及び責務) として い。</p> <p>第3条 議会は、町の重要な意思決定、町の事務に関する監視、政策の立案等を行います。</p> <p>2 議会は、前項の権限を行使するに当たり、町民の意思が適切に反映されるよう必要かつ十分な会議を行うとともに、議会活動について町民との情報の共有化を図り、開かれた議会運営に努めます。</p>	<p>ご意見の趣旨は、表現は違いますが、第3条、第4条、第7条に盛り込んでいます。</p>
<p>5</p>	<p>第5条関係</p> <p>第5条の逐条解説は別綴となるため、 第5条 法第96条は何法かを入れた方がよいのでは。 ⇒ 地方自治法第96条</p>	<p>前文に「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）」としているため、第5条の表現方法は間違いではありません。</p> <p>「地方自治法」は、条例の中に2か所しか存在しないため、前文を「地方自治法（昭和22年法律第67号）」とし、第5条を「地方自治法第96条第2項」とわかり易く修正します。</p>

6	<p>第6条関係 (議員の活動) ⇒ (議員の責務) 第6条の条文から読み取ると、議員の責務ではないか。</p>	<p>議会基本条例制定委員会としては、議員の活動で良いと考えます。</p>
7	<p>第8条関係 第8条 町民等から・・・・・・・・等とは何か。</p>	<p>請願は、憲法第16条に何人も・・・請願する権利を有しているため、町民以外の個人・法人等も提出できるので、「町民等」としています。陳情については、松田町会議規則第94条により請願の例により処理するとなっています。</p>